

○北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則

昭和53年7月6日 規則第4号

改正 令和5年1月12日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則(昭和50年規則第1号)(以下「学則」という。)第27条に基づき、北九州工業高等専門学校における試験、学業成績の評価及び学年の課程修了の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 試験は、原則として中間試験、期末試験、定期試験、追試験、再試験及び追認試験(以下「試験」という。)とする。

- 2 中間試験は、各学期の中間の時期に行う。期末試験は、通年科目について前学期末に行う。定期試験は、前学期で終了する科目については前学期末に、通年科目については後学期末に行う。
- 3 平素の成績で評価し得る授業科目については、試験を行わないことがある。
- 4 次の各号に掲げる事由により、試験を受けることができなかつた者については、「追試験受験願」(別紙様式)を学級担任を経て授業担当教員に提出し、その許可を受けて追試験を行うことができる。
 - (1) 疾病(医師の診断書を要する。)
 - (2) 忌引
 - (3) 学校が命じた場合
 - (4) その他やむを得ないと認められる事由(事由の証明を要する。)
- 5 追試験の日程は、授業担当教員が定める。
- 6 再試験及び追認試験の実施に必要な事項は別に定める。

第3章 学業成績の評価

(各授業科目の成績表示及び成績評価)

第3条 各授業科目の成績の得点、評語及び評点は、次の区分による。

得点	評語	評点
95～100	A+	4
90～94	A	4
85～89	B+	3.5

80～ 84	B	3
75～ 79	C+	2.5
70～ 74	C	2
65～ 69	D+	1.5
60～ 64	D	1
0～ 59	F	0

- 2 学業成績は、学期成績と学年成績とに区分し、授業科目ごとに評価する。
- 3 各授業科目の学業成績は、試験の成績、平素の成績、出席状況等を総合して得点で評価する。
- 4 やむを得ないと認められる事由により追試験を受験できなかった者の評価は、当該試験以外の試験の点数、平素の成績を考慮して当該試験の点数とすることができる。ただし、この場合の試験点数は満点の7割を超えないものとする。
- 5 前条第4項の各号に該当しないと認められた者又は懲戒処分を受けたため試験を受験することができなかった者の当該授業科目の試験の成績は0点とする。
- 6 試験において不正行為を行った者は、当該授業科目以降の受験を認めない。また、当該授業科目の試験の成績は0点とし、さらに、停学処分期間中の当該授業科目以降のすべての試験(当該試験期間中に試験として実施したものを含む。)に対する追試験を認めない。
- 7 特別活動の評価は、合格又は不合格とする。

(平均評価)

第4条 学期成績及び学年成績の平均評点(以下「GPA」という。)は、次の方法で計算する。

$GPA = (\text{科目評点} \times \text{単位数}) \text{の総和} / \text{総単位数}$

- 2 必要数を超えて取得した選択科目がある場合は、高得点の科目から順に必要な科目数のみをGPAの計算に算入し、その他の選択科目の成績は、GPAの計算から除外する。
- 3 学外で取得した科目の得点は、GPAの計算から除外する。

第4章 学年の課程修了の認定

(学年の課程修了の認定)

第5条 学年の課程修了及び進級は、次の各号のすべてを満たした者に対して、校長が認定する。

- (1) 評語「F」がないこと。
- (2) 欠課時間数が純授業時間数(学習単位科目にあつては純学校授業時間数)の3分の1を超えた科目がないこと。
- (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
- (4) 第1学年から第3学年については、特別活動の評価が合格であること。

2 評語「F」は、当該年度中に再試験を合格することで評語「D」にすることができる。
(課程の修了)

第6条 第5学年の学年の課程修了を認定された者は、課程を修了したものとする。
(原級留置)

第7条 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まることとする。
(仮進級)

第8条 前条の規定に関わらず、第1学年及び第2学年で学年の課程修了が認められなかった者のうち、次の各号のすべてに該当する場合は、仮進級とする。

- (1) 学則別表第1及び第2に定める授業科目のうち、当該学年までの未修得単位数の累積が6単位以下であること。
- (2) 履修科目のうち、欠課時間数が純授業時間数の3分の1を超える科目がないこと。
- (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
- (4) 特別活動の評価が合格であること。

2 前項に規定する仮進級に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(学業成績の通知及び証明書の交付)

第9条 学期成績又は学年成績の保護者への通知及び学業成績証明書の交付は、評語又は評点によるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年7月6日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。
- 2 昭和51年度以前に入学した者の課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和56年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学生に係る課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第3条第4項及び第5項、第4章の章名、第5条の見出し、第5条第1項、第6条、第7条、第8条第1項の規定については令和4年4月1日から適用する。